

令和4年度 町税納期のお知らせ

	町道民税 介護保険料	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	口座振替日
6月	1期 6/16～6/30		全期 6/16～6/30	1期 6/16～6/30	6/27(月)
7月		1期 7/16～8/1		2期 7/16～8/1	7/25(月)
8月	2期 8/16～8/31			3期 8/16～8/31	8/25(木)
9月		2期 9/16～9/30		4期 9/16～9/30	9/26(月)
10月	3期 10/16～10/31			5期 10/16～10/31	10/25(火)
11月		3期 11/16～11/30		6期 11/16～11/30	11/25(金)
12月	4期 12/1～12/20			7期 12/1～12/20	12/26(月)

納付方法

町税を納付していただくには、金融機関や役場の窓口へ納税通知書(納付書)を持参して納付していただく方法と、口座振替による方法があります。

口座振替は、忙しいために町税の納付がなかなかできない方にかわって、指定した金融機関の預貯金口座から町税を自動的に振替納税することができます。

納付のために現金を持ち歩く必要がなく、うっかり納期限までに納め忘れてしまうこともありませんので、たいへん便利で安全・確実な方法です。町税の納付にはぜひ口座振替をご利用ください。

口座振替を利用できる金融機関

・帯広信用金庫 ・豊頃町農業協同組合 ・大津漁業協同組合 ・(株)ゆうちょ銀行

税金は納期内に納めましょう

令和4年6月1日(令和4年10月支払い)から
児童手当制度の一部が変更になります。

■現況届の提出が原則不要になります。
児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要です。
ただし、次の1～4に該当する方は現況届の提出が必要です。例年どおり現況届を送付しますので、ご提出をお願いします。

- 現況届の提出が必要な方
- 1 離婚協議中で配偶者と別居、と申請した方
 - 2 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
 - 3 支給要件児童の住民票がない方
 - 4 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
 - 5 その他、状況を確認する必要がある方

- 次の変更事項があった方はすみやかに届出してください。
- 1 豊頃町外に住民票がある配偶者や児童の住所が変わったとき
 - 2 婚姻や子の実親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者等を有するに至ったとき(受給者が婚姻をし、その相手が受給者の子と養子縁組を行わない場合も、申立書が必要です。)
 - 3 離婚し、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
 - 4 児童を養育しなくなったこと等により対象となる児童がいなくなったとき
 - 5 厚生年金→国民年金等、受給者の加入する年金が変わったとき
 - 6 受給者や配偶者が公務員になったとき

■所得上限限度額の創設
児童手当は受給者の所得に応じて児童一人あたりの支給額が決定し、制度改正により「所得制限限度額」に加えて「所得上限限度額」が創設され、所得額が所得上限限度額以上になると資格が消滅となり児童手当等は支給されません。

所得額	区分	手当額
A(所得制限限度額)未満の方	児童手当	・3歳未満▷月額1万5千円 ・3歳以上小学校終了前(第1子・第2子)▷月額1万円 (第3子以降)▷月額1万5千円 ・中学生▷月額1万円
A(所得制限限度額)以上で B(所得上限限度額)未満の方	特例給付	月額5千円
B(所得上限限度額)以上の方	資格消滅	支給されません

所得限度額表

扶養親族等の人数(カッコ内は例)	A所得制限限度額		B所得上限限度額【新設】	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622万円	833.3万円	858万円	1071万円
1人 (児童1人の場合等)	660万円	875.6万円	896万円	1124万円
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698万円	917.8万円	934万円	1162万円
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736万円	960万円	972万円	1200万円
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774万円	1002.1万円	1010万円	1238万円

※世帯全員の所得ではありません。児童の父母のうち所得の高い方の所得のみが審査対象となります。
※前年の1月～12月の所得で審査します。(1月～5月分の児童手当は前々年の所得で審査)
※児童手当等が支給されなくなったあとに、所得がB所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となります。
※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び

扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した人数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

児童手当の制度改正について

問合せ先

役場住民課住民税係・資産税係
☎574・2213

問合せ先

役場福祉課福祉係
☎574・2214

軽自動車税の減免申請について

軽自動車税の納税者で、一定の要件に該当する場合、軽自動車税の減免を受けることができます。

減免の対象となるのは1人1台です。

対象

- ①障がい者本人が所有する車両
- ②障がい者と生計を一にする者が所有する車両で、障がい者の通学、通院等に常時使用されているもの

申請期限 6月23日(木)

持ち物

- ①申請人(納税義務者)の印鑑、②障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ③運転免許証、④納税通知書、⑤通学、通院などに使用していることが確認できるもの

納税相談

新型コロナウイルス感染症の影響などの諸事情により、納期限までに納められない場合は、住民課住民税係または資産税係までご相談ください。納期限を超過して、納税相談もなく滞納となったままにされますと「差押え」等の滞納処分を受ける場合がありますので、お早めにご相談ください。

<令和3年度滞納処分(差押え)状況>

区分	国税還付金
件数	2
金額	22,967円

<十勝市町村税滞納整理機構への引継ぎ>

令和3年度引継件数
2件

十勝市町村税滞納整理機構とは、滞納整理専門の組織を設立・運営することにより、納税に応じない滞納者、あるいは滞納額が高額にまで累積している者を対象に、市町村に代わって財産の差押え・公売等の滞納整理を専門に行う組織です。